

令和3年度 第2回中央区成年後見制度利用促進審議会 会議記録

●日 時：令和4年3月28日（月）午後6時30分～7時50分

●場 所：社会福祉協議会3階会議室

●出席者：【委員】12名

委員長 宮崎 牧子（大正大学人間学部教授）
副委員長 相原 佳子（野田記念法律事務所）
竹見 敏彦（中央区医師会）
安藤 博規（東京弁護士会）
安井 正登（成年後見センター・リーガルサポート東京支部）
東 早苗（東京社会福祉士会）
前場 京子（中央区心身障害児者の進路と生活を考える会）
松本 多美（中央区民生・児童委員協議会）
保田 奈奈（日本橋おとしより相談センター）
安部 信之（中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」）
田中 智彦（福祉保健部長）
吉田 和子（高齢者施策推進室長）

〈欠席者〉島田 有三（基幹相談支援センター）

【事務局幹事】

春貴 一人（福祉保健部管理課長）
石井 操（福祉保健部生活支援課長）
小菅 賢太郎（福祉保健部障害者福祉課長）
早川 紀行（福祉保健部高齢者福祉課長）
平川 康行（福祉保健部介護保険課長）
井上 一雄（中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部長）

〈欠席者〉吉川 秀夫（福祉保健部健康推進課長）

（敬称略：順不同）

●傍聴人：0名

●議事次第

- 1 開 会
- 2 委員の交代について
- 3 議 題
 - (1) 成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価方法について
 - (2) 第二期成年後見制度利用促進基本計画最終取りまとめについて
 - (3) 令和4年度事業内容について
- 4 閉 会

●配布資料

- 資料 1－1 成年後見制度利用促進計画の進行管理及び利用促進に係る施策及び取組の
進行管理（案）
- 資料 1－2 成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針（抜粋）
- 資料 1－3 中央区成年後見制度利用促進事業報告書ひな形（案）
- 資料 1－4 スケジュール ※当日配付
- 資料 2 第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終取りまとめ概要
- 資料 3 令和 4 年度事業内容について
- 資料 4 意見票 ※当日配付
- 参考資料 1 中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿
- 参考資料 2 中央区成年後見制度利用促進審議会座席表
- 参考資料 3 第 1 回中央区成年後見制度利用促進審議会会議記録 ※当日配付

次第	発言者	議事の状況又は発言内容
1 開会	宮崎委員長	開会のあいさつ
2 委員の交代について	宮崎委員長	委員の交代について報告を求める。
	春貴管理課長	新任委員の紹介 委員の出席状況について報告
(会議の公開、傍聴、配布資料の確認)	宮崎委員長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明を求める。
	春貴管理課長	会議の公開、傍聴、議事録の作成及び会議の録音について説明
	宮崎委員長	傍聴希望の有無について報告を求める。
	春貴管理課長	傍聴希望なしの旨を報告 配布資料を確認
3 議題		
(1) 成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価方法について	宮崎委員長	議題(1) 成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価方法について説明を求める。
	春貴管理課長	資料1-1、1-2、1-3、1-4について説明
	宮崎委員長	今の説明についてご質問、ご意見はあるか。
	東委員	資料1-1、1ページの計画の位置付けの区の関連計画に地域防災計画とある。最近、大きな地震があった時に、私が保佐人をしている在宅の被保佐人の避難グッズなどを揃えていないと思った。災害対策基本法が令和3年5月に改正されて、避難行動要支援者の個別避難計画を立てることが努力義務となったが、財産や生活を守る後見人は本人の命も守らないといけないと思うので、

	それもセットにした方がよいと考える。
宮崎委員長	事務局、いかが。
早川高齢者福祉課長	ご質問いただいた災害時の個別避難計画のことだが、令和３年５月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画を令和６年度までに整備することを努力義務とされた。 区としては、福祉保健部内に検討組織を設け、課題の整理や今後のスケジュールの調整を進めている。 東委員のご意見のように、支援を必要とする方に対して、保佐人等をうまく組み合わせる作業が必ず必要になると思われる。 令和４年度以降順次、個別避難計画の策定を進めていく予定である。その中で財産を守る、命を守るといった内容を盛り込んでいきたいと考える。
宮崎委員長	そのほかにいかがか。
相原副委員長	資料１－３は「中央区成年後見制度利用促進事業報告書ひな形（案）」となっているが、報告書の方向性について、審議することによってよろしいか。 例えば、資料１－３の５ページの、成年後見制度の普及・啓発では、実際にこのような内容のパンフレットを作成したり、広報紙へ掲載する予定だがそれでよいか。従前からやっている講演会の実施なども、これでいいのか点検するということによろしいか。
宮崎委員長	事務局、いかが。
春貴管理課長	資料１－３で、区が令和３年度の事業をまとめて報告をする。本日は、このような形式で報告、点検をするなど、点検・評価方法を決めたいと考える。例えば、５ページの成年後見制度の普及・啓発の内容を見て、もう少しここを充実させたほうがいいのか、審議会で点検していただき、次期計画に反映させていきたいと考える。
宮崎委員	そのほかにいかがか。

長	
竹見委員	資料１－３の中で、１ページに「中央区成年後見制度利用促進事業」、４ページの「Ⅱ 目指す姿及び施策の方向性」、「Ⅲ 令和３年度中央区成年後見制度利用促進事業に係る報告」とあるが、「方向性１ 成年後見制度の普及・啓発を促進する。」というのが、盛り込むべき施策の方針の４つのうちの１番目になり、「成年後見制度の普及・啓発を推進する。」について、５～９ページに記載されているが、そのほかの方向性２、３、４についてはどうなるのか。
宮崎委員長	事務局、いかが。
春貴管理課長	資料１－３は、報告書のイメージをつかんでいただくために作成した。方向性の１から４、施策の１から９までを全て作成し、令和４年度第１回の審議会において報告する。本日はイメージがしやすいようにひな形の見本を作成した。
宮崎委員長	それでは私からも伺いたい。報告書（案）ということは分かったが、例えば、親族後見人向けの講座とか交流会をすることを広報紙で周知するとのことだが、周知してもそこに参加するのは、かなり勇気がいることだと思う。こういうことを積み重ねていくと、だんだん参加者が増えると思うが、大事なことは、交流会を開催したら、何人ほど参加して、どのような感想があり、どのような交流ができたかなど、区民の方々に具体的な情報提供をすることと考える。そうすることで躊躇している人の背中を押すことになると思うがいかがか。
春貴管理課長	例えば８ページの成年後見制度の無料個別相談のところで、事務局で把握している参加人数や主な感想等を入れることで、委員長がおっしゃるとおり、区としても区民の反応をこの審議会でご議論いただきたいと考える。このほかにも、把握していることはなるべく入れる方針で進めていきたい。
宮崎委員長	そうすると、この報告書（案）は、どういう範囲で配布、閲覧できるようにするのか教えていただきたい。
春貴管理	こちらはホームページなどで公表していきたいと考える。

(2) 第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終取りまとめについて	課長	
	宮崎委員長	区民が交流会や無料個別相談会の様子などを知る機会があったほうが、我が事として参加できる。敷居が下がって、もっと気楽に行けることを知る機会はどのようにつくられているのかお聞きしたい。
	安部委員	既に講演会や講座の様子の周知は、「すてっぷ中央」で行っている。社会福祉協議会のホームページのFacebookというツールを使って、交流会、講座の写真を掲載している。また、参加者には必ずアンケートを取っており、主な感想を載せるなど、社会福祉協議会のホームページに掲載しているので、そういったものを充実させていきたいと考える。
	宮崎委員長	議題(2) 第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終取りまとめについて説明を求める。
	春貴管理課長	資料2について説明
	宮崎委員長	今の説明について、ご質問、ご意見はあるか。
	安藤委員	この最終取りまとめ概要は、3月25日(金)に閣議決定されたのでこの方向性で進むと思う。 まず1点目に、資料2の4ページ、スライド4枚目の「総合的な権利擁護支援策の充実」で、福祉制度・事業の必要な見直しを検討するとされており、日常生活自立支援事業に関して触れている部分もある。 書いてある内容の方向性自体に異論はないが、実際に現場で動くにはかなりマンパワーが必要と推測される。そのためには、裏づけとなる財源の確保も当然必要不可欠である。人を動かすにはそれだけお金もかかる。 これは計画の取りまとめということで理念を書かれていると思うが、現実的にはそういうところをしっかりと支えられる体制を整えた上で進めていくことになると思う。 2点目は、5ページの「本人の特性に応じた意思決定支援とそ

(3) 令和4年度事業内容について

	の浸透」で、研修を継続的に行うことが書かれており、それ自体に異論はないが、弁護士が対応する案件がそうなのかもしれないが、親族間の対立が激しかったり、虐待案件とか緊急性があったり、本人保護のために動かなければいけない案件もあるので、理想、理念としては正しいと思うが、現場としては、なかなかそういう理想的な事例ばかりではないと考える。非常に利害調整の対立が困難な場面もあるので、意思決定支援の方向性自体を広めることに全く異論はないが、研修を受けた人達にそれが全ての事例に当てはまるかのような誤解を与えない形でやっていく方がよいと思う。国がやることでもあるし、中央区でも研修等を行うでしょうから、そういう場面もあることを留意した上で進めていただくほうがよいと思う。 最後に、5ページの上から4つ目の「適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等」の項目について、「後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等の手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する」と、4行目に書いてあるが、実際、法テラスなどの制度を利用しやすくすると、いろいろな要件があり、なかなか難しい場面もある。早急に検討すると書いてあるが、ぜひ検討したほうがよいと思う。法テラスを使えると所得の低い方で法的課題が少ない案件であれば、弁護士ではない後見人がついて、法テラスを使って弁護士にその案件だけを頼むなど、いろいろなやり方が取れると思う。今後、もっと使いやすい制度になることが必要だと思うので、この点は弁護士としては、もっと検討していただくことが重要と考える。
宮崎委員長	事務局、いかが。
春貴管理課長	ご意見として承る。国の方針として、こういう方向性が出されているということで、次期の計画策定や盛り込むべき施策の方針を決めるにあたって、これを意識して進める必要があると考える。
宮崎委員長	議題(3) 令和4年度事業内容について説明を求める。
春貴管理課長	資料3について説明
宮崎委員	今の説明について、ご意見、ご質問はあるか。

長	
竹見委員	資料3の「1 令和4年度事業内容(2)中核機関の運営について」の記載のとおり、令和3年度に中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」を中核機関と位置付けたということか。次の「業務の一部を社協に委託し」の、この主語は区でよいか。
春貴管理課長	はい。
竹見委員	今までは業務の一部も社協に委託していなかったということか。今まで区が社協に委託していた業務は、どういったことが具体例としてあるのか。一つもなかったのか。
宮崎委員長	事務局、いかが。
春貴管理課長	成年後見制度については、令和3年度から新たに社会福祉協議会への委託を始めた。令和2年度までは社会福祉協議会への助成という形で行ってきた。この中核機関の設置が、区の役割として位置づけられたことから、区の委託事業として実施することにした。
竹見委員	委託と助成の違いが分かりづらい。そもそも、中央区社会福祉協議会は成年後見支援センター「すてっぷ中央」と同じではないのか。それとも社会福祉協議会の数ある所管課の一つが「すてっぷ中央」なのか。
春貴管理課長	社会福祉協議会の中の一つの組織が成年後見支援センター「すてっぷ中央」という位置付けである。
竹見委員	中央区という行政を担う組織と社会福祉協議会との関係を教えていただきたい。例えば、中央区から社会福祉協議会に出向している方がいるという言い方は用語的に正しいのか。
春貴管理課長	社会福祉協議会は社会福祉法人として独立した団体と考えている。また、財政支援団体として区から支援できる団体の一つであ

	る。職員の公益法人に対する派遣というのが、区の職員に対してはできる規定があり、社会福祉協議会も派遣することができる団体である。ただ、区とは全く同じ状況ではなく、社会福祉協議会は社会福祉法人という位置付けを区とは別に持っている。
宮崎委員長	そのほかにいかがか。
安井委員	利用促進に関して港区との協定が結ばれていたら、内容を教えてほしい。また、協定を結んだことは事業内容にどう反映されるのか教えていただきたい。
宮崎委員長	事務局、いかが。
春貴管理課長	港区と協定を結んで実施していることは、資料3の「2新規・充実事業等（3）社会貢献型後見人等の養成及び受任促進」になる。そのうち、社会貢献型後見人の養成について、合同で養成研修を行うという協定を結んでいる。
宮崎委員長	そのほかにいかがか。
安藤委員	資料3の「2新規・充実事業等（4）法人後見支援事業」について、法人後見を実際に今後推進していくことは非常に重要だと考える。令和5年度の実施に向けた検討ということだが、既にどのような法人か具体的に考えていて、それをサポートしていくのか。あるいは新規の法人を立ち上げて、支援していく形を考えているのか。何かあれば教えていただきたい。
宮崎委員長	事務局、いかが。
安部委員	法人後見については、社会福祉協議会が過去に行っており、要領上は現在も受任しようと思えばできることになっている。ただ、社会福祉協議会が法人後見をやるというニーズがあるのか、分からない状況である。 ただ、成年後見制度の利用促進を進めるにあたっては、法人後

安藤委員

見の重要性はすごく感じているので、社会福祉協議会としては、この成年後見事業が委託になる前から、中央区内ではないが、近隣で法人後見をやっている団体と情報交換などをして、実際に法人後見が必要な方に団体を紹介している。

今後、法人後見のニーズはどこまであるのか、区で調査などして、どのように対応していくか、区と連携の上、検討していければと考える。

中央区のご事情として、法人後見のニーズがどこまであるか、見極めていると。もちろん社会福祉協議会がやられていることは前提として、さらにニーズがあつていろいろつくったり、あるいは複数、既に目星があつてという話ではないということか。

例えば在宅の精神障害者の方を支援するとき、弁護士や社会福祉士、司法書士が個人で支援をするのは、実際なかなか難しい案件もあり、そういう難しい案件を法人だとスムーズに支援できると思う。精神障害だと若い方の場合もあるので、30年、40年と長く見守れるのは法人であり、在宅の方のニーズは十分あると考える。

私が担当している案件で、法人がやってくれたらうれしいと思っている案件がある。実際に、専門職が在宅の精神障害の方の案件を抱え続けるには限界があり、特に若い方の場合長く続くので、それを複数人抱え続けたら、別の業務を抱えたときにマンパワーの限界が来ると思う。

そんな時に法人後見があれば、「人は変われど法人は一緒」で、業務を引継ぎ、回すこともできると可能性を感じており、実際に活用できると思う。中央区において現段階でニーズがそこまでないのは、目立った案件がないだけかもしれない。私の過去の案件ではニーズがある。

活用方法として、施設入所の方であれば、周りを見てくれる方がいるので少しは余裕があるが、在宅で精神障害の方だと難しい。私が担当しているのも、医療保護で入退院を繰り返している方の案件のため、精神保健福祉士の法人、あるいは、社会福祉協議会などで、法人としてやれることに可能性を感じている。国が法人後見の検討を進めると言っているのは、いろいろな案件が上がってきていて、会議体にそのようなニーズが高いということが前提になっていると思う。

中央区で目立った動きがないのは幸いというか、ニーズの掘り起こしができていないのかもしれない。弁護士が1人でやってい

	るとマンパワーとして、このような案件を複数抱えるというのは非常に難しいと思う。しかし、難しい案件は弁護士に振られることも多々あるので、前々から法人でやれたらいいと個人的に思う。 法人後見の活用は、中央区では目立ったニーズはないと言っているが、恐らく潜在的なニーズは高いと思う。また、専門職が個人で対応するには難しい案件も法人でやっていただけたら助かる。そして、法人後見をもっと活用できれば、権利擁護支援という言葉が本当に浸透していき、今まで手の届かなかった方たちにも支援が行き届き、よりよくなるので法人後見の活用について、もっと検討されるとよいと思う。
宮崎委員長	そのほかにいかがか。
前場委員	今のご意見、本当にそのとおりだと実感している。私の場合は知的障害者の団体のものだが、本当に20年、30年、40年付き合っていかなければいけない。長い年月を託さなければいけないという事情があるので、本当にこの法人後見支援事業、法人後見は必要である。
宮崎委員長	そのほかにいかがか。
相原副委員長	質問2点、意見1点述べさせていただく。 1点目の質問は、先ほど竹見委員からご質問があった中核機関を社会福祉協議会が委託を受けて実施するという形式を最初に制度づくりを検討したときに選択されたと思う。中核機関の持ち方もいろいろあると思うが、23区ではどのくらいの区がこの形式か、正確にでなくていいので、教えていただきたい。 2点目が、資料3の「1（4）区長申立て・後見報酬費用の助成」について、調べれば分かると思うが、中央区では令和3年度に区長申立てはどのくらい件数があったか。また、費用の助成の件数も教えていただきたい。 最後に意見だが、先ほど資料2で基本計画について、詳細にご説明いただいた中に、苦情の申立てや成年後見人の交代など、できるだけ適切な対応をするということが打ち出されている。中核機関には、親族から「成年後見人になった方が適切に動いてくれ

	ない」、もしくは「思うような状況ではない」などいろいろな苦情があると思う。一方、後見人からすると、親族からの苦情にも大変な思いをするなど、非常に悩ましいところに中核機関は入らなければならない、ここがネックになると思う。後見人の交代や苦情の申立てなどはできるだけ具体例を集積しながら、皆で意見交換をして進めていければと思う。
宮崎委員長	事務局、いかが。
春貴管理課長	まず、1点目の中核機関の実施形式について、23区のほとんどが社会福祉協議会への委託という形式を取っている。もともと社会福祉協議会が推進機関として、成年後見制度を推進しており、利用促進計画ができたときも、社会福祉協議会が担うべきだということで、社会福祉協議会を中心に進めてきたという経緯もあり、23区のほとんどが委託をして実施していると聞いている。 2点目の区長申立ての件数だが、令和4年1月末の実績で令和3年度は6件である。また令和2年度が4件。報酬助成については、同じく令和4年1月末の実績で2件である。令和2年度は2件となる。
宮崎委員長	そのほかにいかがか。
竹見委員	患者を診察する立場にある医師としては、私の分野だと認知症や高次脳機能障害、あるいは発達障害など、ご高齢になってから問題を抱える方も多ければ、年少のときから生涯にわたって課題を持つ方々に、どのような施策がよりよく反映されるか、大変注目しなければならないと思っている。 資料1-2の1ページの方向性と施策の中では、法的なことや、弁護士の先生がおっしゃったことなどいろいろあるが、医師としては、1番の成年後見制度の普及・啓発、2番の成年後見制度の理解向上、5番の地域連携ネットワークの構築を担わなければいけないところが非常に大きいと思うので、そこを大変期待している。 ただ、厚生労働省から出された指針も含めて、このような制度をどう充実させていくかという、いろいろな切り口とか、そういう政策のよって立つものの考え方というのは、今日示されたとおり、納得のいくものが出てくると思うが、全体としては、ある程度

	制度について知っている人が議論できる場所であって、本当に成年後見制度の利用対象者にとって、どうしたらそこに近づくことが容易にできるのかというところが最終的には大事になってくると思う。
宮崎委員長	事務局、いかが。
春貴管理課長	もともと、この利用促進計画で言われていることは、利用者にとってメリットのある制度運用というところ言われている。これまでの成年後見制度は利用者にとって、どのようなメリットがあったのか見えにくいところがあり、ネガティブなイメージ部分がクローズアップされてきた。 そこで出てきたのが地域連携ネットワークで、様々な目で見守りながら、適切な支援や後見活動ができるような環境づくりをしていくという趣旨だと思っている。 竹見委員が言われたように成年後見制度を、被後見人の方々がどうメリットを感じていくか、区としても見極めながら、よりよい方向性に向けて進めていきたいと考える。
宮崎委員長	そのほか民生委員をなさっている松本委員いかがか。
松本委員	昨年の暮れですが、民生・児童委員協議会において、成年後見制度と権利擁護支援事業について、「すてっぷ中央」の安部委員に出前講座をしていただいた。 私たちも、1年1年、年を重ねていくうちに、人ごとではないと皆で話し合うようになり、「出前講座で話を聞けてすごくよかった。」と何人かの民生委員から電話があった。やはり1人でも多くの方に、このような制度があることを知っていただくことが重要であり、出前講座をしていただいたことはとてもよかったと思う。この場をお借りして、「すてっぷ中央」の安部委員、ありがとうございました。
宮崎委員長	住民に一番近い民生委員の方々が制度を知ることはとても重要である。民生委員の方々が日常的に訪問したり、地域の中で疑問に思ったときに相談支援機関につなげていただくためのいい機会であるので、続けていくと民生委員の皆さんも理解が深まってよ

	と思う。 今日、初めての保田委員も何かあればお願いいたします。
保田委員	最近、成年後見制度についての相談がすごく増えていて、「すてっぷ中央」に連日ご相談や連絡をする機会が多くある。 その中でも、任意後見制度の利用、活用についてのご相談が多い。しかし、お話を聞くと判断能力がかなり落ちており、これは任意後見ではなく法定後見のご相談になると思うことがある。そういう時には「すてっぷ中央」の職員も一緒に相談に入っていたき、どう対応するか検討しているが、なかなか申立てまでは結びつかない。その要因としては、本人の問題であったり、家族の理解が得られなかったりということがある。その問題をどのように解決できるか、おとしより相談センターで何ができるかと考え、おとしより相談センターや「すてっぷ中央」で制度に関する講座や説明会など普及・啓発活動をしているが、なかなか我が事として入っていかない。 やはり制度の説明だけだと、その場で知識を得るだけになってしまうので、先ほどお話にもありましたように、もう少し人ごとではなく、我が事になるような事例の紹介や、申立て手続きに必要なことなど具体的なことを、普及・啓発活動の中でお話してできればいいと思う。次年度も講座を開催する予定があるので、どのような講座ができるかお知恵を拝借したい。
宮崎委員長	先ほどお話のあった法人後見については、今まで社会福祉の領域では、施設を利用することが比較的多かったが、国全体の流れからしても在宅福祉や地域福祉に施策が変わってきている中で、今後、必要になってくると思う。中央区では早くからいろいろと検討していただく機会があるので楽しみである。また、区民の方々が年を取ったり、障害を持ったりしても、安心して生活できるような地域になっていくきっかけにもなると、皆さんのお話を聞いて思った。 また、権利擁護支援地域関係者連携ネットワーク連絡会も回数を重ねていくと、今まであまり顔が見えていなかったと思うが、少しずつ顔が見える関係になっていくと思う。それがとても重要である。令和4年度は2回やるということだが、今後は少し増やしていくということか。
春貴管理	はい。

8 閉会	課長	
	宮崎委員長	ほかにいかがか。
	長	(意見・質問なし)
	宮崎委員長	進行の都合で本日十分にご発言できなかった委員の方は、席上に意見票があるので、そちらにご記入をいただき、事務局にご提出してください。それでは、最後に事務局から連絡事項等あればお願いしたい。
	春貴管理課長	ただいま委員長からお話いただいたとおり、会議の時間内に発言できなかったご意見については、お手元の意見票に記載いただき、4月11日までに事務局までご提出いただくようお願い申し上げます。 また、次回の日程については5月19日を予定している。開催日の1か月ほど前に開催通知をお送りする予定である。
	宮崎委員長	閉会の挨拶